第6節 感染症·結核対策

1 感染症対策

【基本計画】

- 県民が自ら感染症の予防に努められるよう、感染症情報の効果的な公表に努めます。
- 感染症の予防、発病防止、症状の軽減、まん延の防止を図るため、有効性及び安全性が確認 されている予防接種について、接種率の向上が図られるよう検討します。
- 感染症の患者に対して、良質かつ適切な医療の提供ができるよう、必要な感染症病床の整備 を進めます。

【現状と課題】

- 1 感染症発生動向調査事業の活用
 - 感染症法に規定された感染症のうち、医師から届出義務のある77疾病の他、28疾病について届出医療機関を指定(指定届出機関)し、患者発生の動向を早期に把握するとともに、その情報を解析し速やかに地域に還元することにより患者の早期発見、早期治療、予防対策及び保健指導に努めています。

2 予防接種の実施

- 特定の病気について、発病防止、症状の軽減、 まん延の防止を目的として予防接種が行われて います。
- 予防接種法に基づき、市町村長は、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、風しん、麻しん、日本脳炎、結核及びインフルエンザについて、予防接種を実施することとされています。 (表2-6-1)

3 感染症病床の整備

○ エボラ出血熱等の一類感染症の患者の入院を 担当させる病院(第一種感染症指定医療機関) として1施設を、急性灰白髄炎、ジフテリア等の 二類感染症の患者の入院を担当させる病院(第二 種感染症指定医療機関)として9施設を指定し、感 染症病床を64床確保しています。 (表2-6-2、 2-6-3)

4 結核予防法の感染症法への統合

○ 「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律」へ統合されたこ とにより、結核患者についても、患者の人権を尊 重しつつ、入院勧告等の措置を実施しています。

課 題

- 地域における感染症の発生動向を的確 に把握する必要があります。
- 感染症情報については、医療関係者の みならず広く県民に提供し、県民が感染 症に関する正しい知識を持ち、その予防 に必要な注意を自ら払うよう努めること が重要であることから、県民が入手しや すい情報の公表方法について検討する必 要があります。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種 は、各市町村長が実施する事業です。こ の予防接種率の向上に向けて、各地域に 適した方策の構築や接種対象者の保護者 に対する有効な啓発を実施していく必要 があります。
- 第一種感染症指定医療機関については、厚生労働省通知に基づき平成16年10月に2病床の整備を行いましたが、第二種感染症指定医療機関についても、各2次医療圏内の人口の推移に応じた必要病床数の整備を進める必要があります。
- 平成20年に策定した愛知県感染症予防 計画及び愛知県結核対策プランに基づ き、結核対策を総合的に推進していく必 要があります。

表2-6-1 予防接種実施状況

(%)

年度	DPT・ DT (1期	DPT・ DT (1期	DPT• DT	急性 灰白	風しん				麻しん			インフル エンザ	日本脳炎	BCG	
及	初回)	追加)	(2期)	髄炎	第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期		na y	
17	88.8	81.7	73.2	83.4		10	5.8			85	5.8		55.0	20.1	98. 1
18	89.2	82.7	68.8	84.7	93.4	87.0			92.1	85.4			53.7	-	98. 0
19	92.4	85.0	68.4	85.4	94.7	89.9			94.7	89.1			57.1	-	98. 0
20	93.3	86.1	76.1	85.8	94.6	92.5	84.3	81.2	94.6	92.5	84.2	81.2	58.8	ı	97. 9
21	91.2	87.2	76.5	85.2	93.9	93.4	85.9	83.0	93.9	93.4	86.0	83.1	52.4	_	98. 1

資料:愛知県健康福祉部調査

注)日本脳炎の予防接種は、平成17年5月30日から積極的勧奨の差し控えが行われている。

注)麻しん及び風しんは、平成18年4月1日から2回接種法に変更され、平成20年度から5年間の時限措置で第3期(中学1年生相当)、第4期(高校3年生相当)が追加となっている。

表2-6-2 第一種感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	感染症病床数 (床)
名古屋第二赤十字病院	2

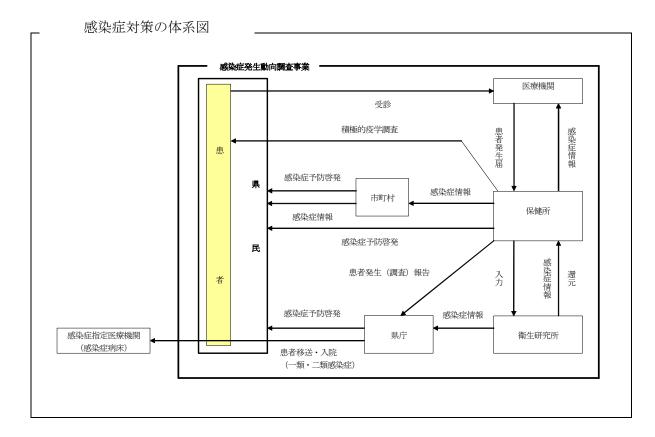
表2-6-3 第二種感染症指定医療機関

医	療	巻	感染症指定医療機関	感染症病床数 (床)
名	古	屋	東市民病院	10
海		部	厚生連海南病院	6
尾	張 中	部	_	0
尾	張東	部	公立陶生病院	6
尾	張西	部	一宮市民病院	6
尾	張北	部	春日井市民病院	6
知	多半	島	厚生連知多厚生病院	6
西	三河爿	上部	厚生連豊田厚生病院	6
西	三河南	部東	県がんセンター愛知病院	6
西	三河南	部西	_	0
東	東三河北部		豊橋市民病院	10
東	東三河南部		豆愉中女州坑	10
	計			62

資料:県の指定病院数(平成22年10月1日現在)

【今後の方策】

- 地域における感染症の発生動向を的確に把握できるように指定届出機関を指定し、効果的な感染症情報の公表に努めます。
- 定期の予防接種を受けることの必要性について、県の広報紙等を利用して啓発します。
- 感染症病床については、人口の推移等に応じて必要病床数の整備を進めます。



【体系図の説明】

- 感染症に関して発生動向調査等により予防啓発を進めるとともに、患者に適切な医療を提供 しています。
- 感染症情報については、ホームページ(http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/kansen.html) 等により医療機関や県民に週単位で公表しています。また、大きな流行が発生した場合また は予測される場合は、随時プレス発表を行い、県民に対して注意喚起を図っています。
- 感染症の患者が発生した場合は、必要に応じて患者の接触者等に対して積極的疫学調査を 行うことにより、感染症のまん延防止に努めています。

【実施されている施策】

○ 指定届出機関の指定

五類感染症のうち定点把握対象の26疾病の発生状況及び厚生労働省令で定める疑似症に係る発生状況を把握するため、各保健所管内の人口を勘案して、385施設の医療機関を指定届出機関として指定しています。

- 愛知県感染症発生動向調査企画委員会の設置 感染症の情報の収集、分析の効果的な運用を図るため、学識経験者や関係行政機関の職員 で構成する「愛知県感染症発生動向調査企画委員会」を設置しています。
- 感染症指定医療機関の運営補助 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療を提供するため、感染症指定医療機関の運営に必 要な経費を補助しています。

用語の解説

感染症法に基づく分類

○ 一類感染症

感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症 (エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱)

○ 二類感染症

感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症(急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、結核、鳥インフルエンザ(H5N1))

○ 三類感染症

感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の 職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性 大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

○ 四類感染症

動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症(E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、つつがむし病等 計42疾病)

○ 五類感染症

感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般県民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症(アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、梅毒、破傷風、咽頭結膜熱、感染性胃腸炎、麻しん、性器クラミジア感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症等計42疾病)

○ 指定感染症

一類から三類以外の既知の感染症で、健康診断、入院、就業制限等の措置が必要となった場合 に一年間に限定して政令で指定する感染症。

○ 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ) と再興型インフルエンザ (かつて世界的に流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの)

2 エイズ対策

【基本計画】

- HIV感染者・エイズ患者の報告数は依然として高水準で推移しているため、効果的な知識普及の推進を図ります。
- HIV感染者・エイズ患者の受け入れが(国)名古屋医療センターに集中しており、今後 の患者等の増加に対応するため、受け入れ先の分散化について検討します。

【現状と課題】

現状

- 1 HIV感染者、エイズ患者の増加
 - わが国における HIV 感染者及びエイズ患者の 報告数は増加傾向にあり、平成 21 年の報告数は 1,452 件で過去3番目の高水準でした。

本県における、平成21年のHIV感染者及びエイズ患者の報告数は、86件であり、平成21年末までの累積報告数は921件に上っています。(表2-6-4)このうち、20歳代の報告数は266件(約29%)で、30歳代の347件(約38%)に次いで多くなっています。

表 2-6-4

HIV感染者、エイズ患者報告数の推移 (名古屋市、中核市を含む)

	(有日座中、下核中を音む)
年	報告数 (件)
平成16年	72
平成17年	78
平成18年	110
平成19年	125
平成20年	109
平成21年	86
累計	921

- *累計は昭和63年から平成21年の報告数の 合計です。
- 2 保健所における無料匿名検査の実施
 - エイズは無症候期が通常約10年と非常に長い 疾病であることから、感染を防止するために は、この無症候期の感染者の早期発見が重要で す。そこで、平成5年度から保健所において、 感染不安者に対するHIV抗体の無料匿名検査を 実施しています。
- 3 エイズ治療拠点病院の整備
 - HIV感染者、エイズ患者の治療を積極的に実施する医療機関として、13病院をエイズ治療拠点病院として選定し、公表しています。 (表2-6-5)

課 題

- ここ4年、HIV感染者及びエイズ患者が毎年100件前後となっており、今後とも継続して知識啓発を実施していく必要があります。
- 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生省告示第89号)において、きめ細かく効果的な施策を実施することが重要とされる個別施策層(青少年、同性愛者等)に対する施策について検討する必要があります。

○ 受検者のプライバシーには十分に配慮する必要があります。

○ HIV感染者、エイズ患者の治療が(国)名 古屋医療センターに集中しており、受入れ 医療機関の分散化が必要です。

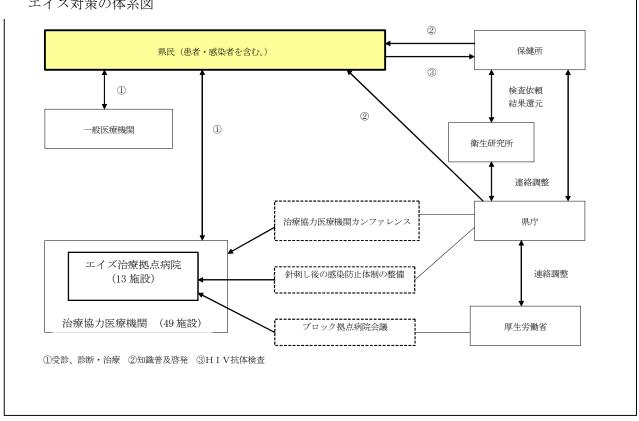
表2-6-5 エイズ治療拠点病院(平成23年2月1日時点)

	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
医療圏	エイズ治療拠点病院	医療圏	エイズ治療拠点病院	
	東市民病院	尾張西部	_	
	第一赤十字病院	尾張北部	小牧市民病院	
	◎○(国)名古屋医療センター	知多半島	_	
名 古 屋	名大附属病院	西三河北部	_	
, , , ,	第二赤十字病院	西三河南部東	岡崎市民病院	
	名市大病院	西三河南部西	厚生連安城更生病院	
	(国) 東名古屋病院	東三河北部	_	
海部	_	東三河南部	豊橋市民病院	
尾張中部	_	- ◎東海ブロック拠点病院		
尾張東部	愛知医大病院			
压 灰 果 印	藤田保健衛生大病院	○中核拠点病院		

【今後の方策】

- HIV感染者やエイズ患者の発生動向に留意し、青少年や同性愛者を対象とした知識啓発を進 めます。
- 治療協力医療機関カンファレンス(症例検討会)等の機会を利用して、HIV感染者、エイズ 患者の受入医療機関の分散化について検討します。





【体系図の説明】

- 県民に対し、HIV、エイズに関する知識の普及啓発を行うとともに、HIV抗体検査が受けやす い体制を整備しています。
- HIV感染者、エイズ患者に適切な医療を提供しています。

【実施されている施策】

○ 知識啓発の実施

県民に対するエイズ予防についての知識普及を図るため、エイズキャンペーン、保健所 エイズ教室、ポスターコンクール等を開催しています。

また、若年層への知識啓発を図るため、ホームページを充実するとともに携帯版ホームページを利用した知識啓発を実施しています。

○ 感染症予防指導者の育成

小、中、高校の養護教諭、市町村感染症担当職員等を対象にセミナーを開催し、感染症 予防指導者の育成を図っています。

○ HIV抗体検査の実施

平成18年8月から約2時間で結果が判明する即日検査(無料匿名)を導入しました。 一部の保健所では、受検者の利便性を考慮した夜間検査(無料匿名)を実施しています。 また、医療機関での検査を希望する受検者のために、検査を独立行政法人国立病院機構名 古屋医療センターに委託して実施しています。

- 治療協力医療機関カンファレンス(症例検討会)の開催 エイズ医療体制の強化を図るため、エイズ治療拠点病院の医師等を対象にカンファレンス を開催しています。
- エイズ相談事業

県民からの相談に応じるため、県健康福祉部健康担当局健康対策課に愛知県エイズ情報センター(電話052-972-9200)を、県内全保健所に相談窓口を開設しています。

○ 男性同性愛者への検査勧奨等事業

感染者の半数以上を占めている男性同性愛者に対して、予防啓発及び検査勧奨を図るため、 市民団体に委託して、リーフレットの作成、配布をしています。

用語の解説

○ HIV感染者

HIV (Human Immunodeficiency Virus) に感染しているが、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カポジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ (後天性免疫不全症候群 AIDS Aquired Immunodeficiency Syndrome)診断指標疾患の発症には至っていない者

○ エイズ患者

HIVに感染し、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カポジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ診断指標疾患を発症した者。

HIVに感染後、平均約10年間の潜伏期間(無症候期)の後、これらの症状が現れます。

○ エイズ治療拠点病院

エイズに関する高度な医療の提供、情報の収集と地域における他の医療機関への情報提供、地域内の医療従事者に対する教育等の機能を有する病院で県が選定します。

- ブロック拠点病院[東海ブロック:岐阜県、静岡県、三重県、愛知県] エイズ治療拠点病院で対処できないような症例について対応するほか、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院が常に高い医療水準を維持できるよう研修等を行っています。
- 中核拠点病院

エイズ治療拠点病院で対処できないような症例について対応するほか、エイズ治療拠点病院が 常に高い医療水準を維持できるよう研修等を行っています。

○ 治療協力医療機関

エイズ治療拠点病院を選定する以前の昭和62年から、エイズ診療に積極的に対応している医療機関を治療協力医療機関として選定しています。

3 結核対策

【基本計画】

- 「愛知県感染症予防計画」に基づき策定した「愛知県結核対策プラン」に沿って、結核対策 を総合的に推進します。
- 「愛知県結核対策推進会議」において、結核対策プランの推進・評価を行うとともに、関係 機関との連携強化を図ります。
- 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供並びに、結核に関する研究の推進、人材 養成、知識の普及など本県の実情に即した施策を、国や市町村と相互に連携し、医師その他の 医療関係者の協力を得て、結核のまん延防止のための各種施策を実施します。
- 患者を確実に治療終了とするため、保健所等と医療機関等が連携して、人権に配慮しながら、服薬確認を軸とした患者支援を推進します。

【現状と課題】

現状

平成19年3月31日をもって結核予防法は廃止され、同年4月1日から結核に対する施策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に統合されました。これに伴い、愛知県結核予防計画は廃止されましたが、基本方針は「愛知県感染症予防計画」に盛り込み、具体的な対策は「愛知県結核対策プラン」を策定し、推進しています。

1 結核の発生動向

- 我が国は、欧米先進国と比べり患率が高く、中まん 延国と位置付けられています。
- 新登録患者数及びり患率(人口 10 万人対)は、共に「結核緊急事態宣言」が出された平成 11 年をピークに減少しているものの、本県の平成 21 年の新登録患者数は1,658人で、り患率は22.4 と全国で3番目に高い状況です。(表 2-6-6)
- 感染の危険性が高い喀痰塗抹陽性肺結核患者の り患率は、平成21年は8.5と全国に比べ高い状況で す。 (表2-6-6)
- 県内の市町村別のり患率状況をみると、名古屋市及びその周辺地域のり患率が高い傾向にあります。
- 新登録患者の年齢構成の推移をみると、60歳以上の 高年齢層が年々増加しており、平成21年には、全 体の66.3%を占めています。(図2-6-①)
- 学校、病院、高齢者福祉施設等での患者発生や不 特定多数の人が出入りする施設での集団感染があ ります。

2 結核対策

- 結核の予防・早期発見のため、定期の健康診断、 接触者健康診断、予防接種を法令等に基づき実施しています。
- 保健所は、医療機関の届出に基づき結核患者を登録し、家庭訪問指導や検診等により病状、受療状況

課 題

○「愛知県感染症予防計画」及び「愛知県結核 対策プラン」により結核対策を総合的に推進 していく必要があります。

○ 結核のまん延防止に向けて、引き続き結核 対策の充実強化が必要です。

- り患率に地域差があり、地域の実情に応じた具体的な取組みが必要です。
- 高齢者に重点をおいた取組みが必要です。
- 集団感染予防対策の充実強化が必要です。
- 市町村等が定期の健康診断や予防接種を適 切に実施できるよう、結核対策に関する確 かな情報提供が必要です。
- 保健所が、地域の関係機関、関係団体との 連携を一層強化するとともに、患者発生時

等の把握をしています。また、患者管理情報を結核 発生動向調査としてまとめ、各種対策に活用してい ます。

- 結核患者を確実に治療終了とするため、保健所と医療機関が連携しながら、DOTS(直接服薬確認療法) 事業の推進を図っています。
- 結核医療については、「結核医療の基準」に基づ く適正医療の普及促進に努め、患者の入院勧告・ 適正医療等を感染症診査協議会において診査する とともに、医療費の公費負担を行っています。
- 県、名古屋市、中核市で連携しながら、各種研修会による人材養成や啓発資料の配布により正しい知識の普及に努めるとともに、肺結核後遺症としての慢性呼吸不全患者の健康相談を実施しています。

3 結核病床

- 全国一律の基準病床算定基準が廃止されました が、国の技術的助言を参考に、県全域で適正な医 療提供を図るために必要なものとして、知事が基 準病床数を算定することになっています。
- 結核許可病床数は、患者数の減少とそれに伴う結 核病床の廃止により、平成11年12月末現在の996床 から平成22年10月1日現在275床に減少しました が、病床利用率は46.5%(平成21年)であり、現 状では充足しています。 (表2-6-7)
- 合併症が重症あるいは専門的高度医療または特殊医療を必要とする結核患者などを収容するため の結核患者収容モデル事業も実施されています。

- の迅速かつ的確な対応、健康診断の実施の 徹底等を図ることが必要です。
- 結核治療が長期化することにより、治療を中断する率が高くなります。結核治療が長期化する高齢の結核患者や糖尿病等の合併症を持った結核患者に対し、確実に治療終了に結びつけるため、医療機関と保健所が連携してDOTS を行うことが重要です。

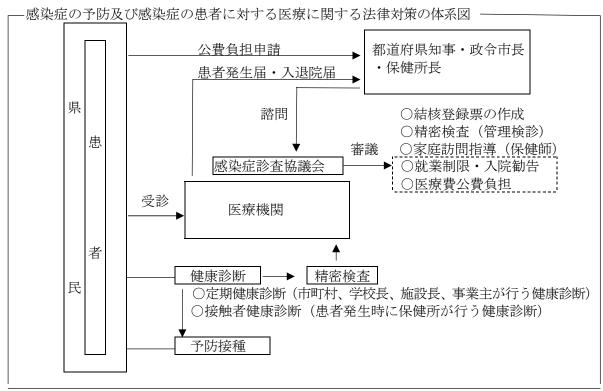
- 結核患者の発生動向や病床利用状況に応じた結核病床の確保と適切な配置が必要です。
- 結核病床の廃止傾向を踏まえ、公的病院に ついては広域的かつ中核的な役割を担い必 要な病床確保が必要です。
- 結核医療の中心となる、結核病床を持つ病院と保健所や一般医療機関との連携が必要です。

【今後の方策】

- 結核の対応については、発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接触 者健康診断、有症状時の早期受療の勧奨、結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向 けた患者支援等きめ細かな個別的対応へと転換を図ります。
- 県は名古屋市、中核市その他の市町村と連携を図り、労働基準監督署等関係行政機関や、医療機関等の協力を得ながら、地域の実情に即して予防対策、適正な医療提供、知識普及などの結核対策を総合的に推進します。
- 行政と医療機関の連携により、発見した患者を確実に治療終了するよう支援するDOTS (直接 服薬確認療法)事業の推進を図ります。

【目標值】

○全結核り患率(人口10万人対)22.4人(平成21年) → 18.0人以下(平成27年)



【体系図の説明】

- 結核患者に適切な医療を提供しています。
- 県民に対し、結核の予防、早期発見のために健康診断を実施しています。

【実施されている施策】

- 結核患者発生動向調査事業 保健所、県、厚生労働省をオンラインで結び、結核患者の発生状況の集計を行っています。
- 結核定期病状調査事業 保健所で病状が把握できない結核患者について、その病状を医療機関から情報提供を受けて 患者管理に役立てています。
- 結核実務者研修
- 結核患者服薬支援事業
- 結核に関する健康相談事業

用語の解説

○ 新登録患者

結核患者が発生すると、診断した医師からの届出により保健所において患者登録されるが、その年に新たに保健所で登録された患者を新登録患者といいます。

○ 接触者健康診断

結核患者が発生したときに、その患者と濃厚な接触があった者(家族、職場の同僚など)に対して行う臨時の健康診断です。

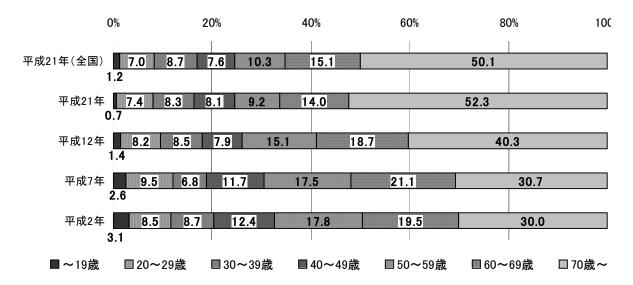
- 感染症診査協議会
 - 感染症患者に対する入院勧告、医療費公費負担申請の内容等について審議を行う機関です。
- DOTS (Directly Observed Treatment, Shortcourse:直接服薬確認療法) 患者が服薬するのを直接確認することを基本とした包括的な治療戦略です。
- 結核患者収容モデル事業
 - 一般病床において合併症を有する結核患者を収容できる基準を備えた病室で、結核等の治療を行うモデル事業です。

表2-6-6 主な結核指標の推移

区分	新登録	患者数	り <i>見</i>	息 率	喀痰塗抹陽性 肺結核患者数		り患率	
	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国
平成								
13	2, 195	35, 489	31.0	27. 9	767	12, 656	10.8	9. 9
14	2,017	32, 828	28.3	25.8	772	11, 933	10.8	9.4
15	1, 944	31, 638	27. 1	24.8	763	11, 857	10. 7	9.3
16	1,811	29, 736	25. 1	23.3	746	11, 445	10. 4	9.0
17	1,835	28, 319	25. 3	22. 2	742	11, 318	10. 2	8.9
18	1,603	26, 384	22.0	20.6	650	10, 492	8. 9	8.2
19	1,682	25, 311	22. 9	19.8	619	10, 204	8. 4	8.0
20	1, 689	24, 760	22.8	19. 4	627	9, 809	8. 5	7.7
21	1,658	24, 170	22. 4	19.0	633	9, 675	8. 5	7.6

資料:愛知の結核 2009 (愛知県健康福祉部) 及び結核の統計 2010 (厚生労働省)

注:数値は、非結核性抗酸菌陽性者が除かれています。 図2-6-① 新登録患者の年齢構成の推移(名古屋市含む)



資料:愛知の結核2009 (愛知県健康福祉部)及び結核の統計2010 (厚生労働省)

注 : 平成12年以降は、非結核性抗酸菌陽性者が除かれています。

表2-6-7 結核病床数および病床利用率の推移

区分	病 床 数	人口10万対 病床数	病床利用率(%)
平成 17 年	396	5. 5	59. 1
平成 18 年	396	5. 4	41.9
平成 19 年	396	5. 4	42. 5
平成 20 年	364	4. 9	48. 1
平成 21 年	364	4. 9	46. 5
全 国 (平成 21 年)	8, 924	7.0	37. 1

資料:医療施設調查·病院報告(厚生労働省)

表2-6-8 医療圏別結核病床を有する病院

医療圏	病院名	病床 数	計	入院患者数	病床利用率 (%)	医療圏	病院名	病床数	壸	入院患者数	病床利用率(%)
名士	大同病院	10	158	95	60. 1	知多	_	-	_		1
古屋	(国)東名古屋病院	148	100		00.1	半島西三河	_	_			_
\						北部					
海部	_	_	_	_	_	西三河	県がんセンター				
						南部東	愛知病院	50	50	22	44. 0
尾張中部	_		_			西三河南部西	_	_	_	_	_
尾張東部	公立陶生病院	44	44	36	81. 8	東三河北部	_	_	_	_	
尾張西部	県立循環器呼吸 器病センター	50	50	21	42. 0	東三河南部	豊橋市民病院 豊川市民病院	34 8	42	12	28. 6
尾張 北部	_	_	_	_	_		計	344	344	186	54. 1

資料:平成21年度患者一日実態調査(愛知県健康福祉部)

※県立循環器呼吸器病センターは、平成22年9月30日に廃止され、尾張西部の結核病床は一宮市 民病院に設置されています。

4 新型インフルエンザ対策

【基本計画】

- 新型インフルエンザの発生及びまん延に備えて、県民への適切な医療の提供体制の整備を図 ります。
- 保健所等の体制整備を図るとともに、医師会、主要病院等関係機関との連携強化に努めます。
- 新型インフルエンザに関する正しい知識、発生時の対応等について県民や事業者への普 及啓発を行います。

【現状と課題】

現状

- 1 新型インフルエンザの現状
 - 平成21年4月にメキシコ、米国において、豚 インフルエンザに由来する新型インフルエン ザが出現し、世界各国に感染が拡大しました。 (表2-6-9、2-6-10)
 - 日本においても、平成21年5月16日に国内初 の感染者が確認された以降、全国に広まり、 多数の感染者が発生しました。 (表2-6-11)
 - 一方、従来から新型インフルエンザへの変 異を危惧されていました鳥インフルエンザ (H5N1)については、現在でも海外において、 ヒトへの感染を引き起こしていることから、 新型インフルエンザへの変異に備え、対策を 講じておく必要があります。

2 対策本部の設置等

○ 新型インフルエンザの発生に備え、平成17 年に知事を本部長とする「愛知県新型インフ ルエンザ対策本部」を設置し、本県における 対策の骨格を規定する「愛知県新型インフル エンザ対策行動計画」を策定しました。

3 医療体制の整備

- 新型インフルエンザ対策においては、県民へ 適切な医療を提供できる体制を整備することが 非常に重要です。
- 新型インフルエンザの感染を疑う外来患者の 診療を行う医療機関や、新型インフルエンザの 入院患者に対応する医療機関に対して、感染防 護具の備蓄、人工呼吸器の整備等について補助 を行い、医療体制の整備を進めています。
- 県民の医療用として、国と都道府県において 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行ってい ます。本県においても、平成18年度から備蓄を 行っています。 (表2-6-12)
- 外来医療を担当する医療機関へ提供するマス ク等の感染防護具の備蓄を行っています。
- 医療関係団体、主要医療機関、市町村等関係 | 医療体制の整備については、県全体はも

題

- 海外でのヒトの鳥インフルエンザ (H5N1) の発生状況等について、情報収集していく 必要があります。
- 家きん等での発生について、関係部局が 連携を図っていく必要があります。
- 毒性の強弱に的確に対応できるよう行動 計画等を整備する必要があります。

- 感染者の急増に対応できるよう十分な医 療体制を確保する必要があります。
- 有効期限が切れる抗インフルエンザウイ ルス薬の更新を行っていく必要がありま
- 新しい抗インフルエンザウイルス薬につ いても、備蓄薬としての採用を検討する必 要があります。

機関との協議・調整を行い、医療体制の整備を 推進しています。 とより、地域毎の実情に応じて推進してい く必要があります。

4 県の体制整備

- 新型インフルエンザが発生した場合の保健所 等の体制や関係機関との連絡体制を整備してい ます。
- 保健所等の職員が使用する感染防護具の備蓄 を進めます。
- 具体的な発生想定等に基づく実地訓練や机上 訓練を実施します。
- 新型インフルエンザ対策室を健康対策課内に 設置し、新型インフルエンザ対策の一層の推進 を図っています。
- 県庁における新型インフルエンザ発生時の業 務継続計画 (BCP) の作成を進めます。

- 保健所において、地区医師会、主要医療 機関、市町村等関係機関との連絡体制を構 築、維持する必要があります。
- 訓練については、様々な状況を想定して、 具体的に実施する必要があります。

5 普及啓発

- 新型インフルエンザ啓発用ビデオを作成し、 市町村等に配布し、活用してもらうことや、県 ホームページへの掲載、リーフレット等の作成 配布等により、県民等へ、新型インフルエンザ の正しい知識の普及啓発を行っています。
- 市町村担当者、医療従事者等を対象とした講習会を開催し、県民等への普及啓発の核となる 方々への情報提供に努めています。

○ 県民や事業者の皆様に対して、わかりや すい広報に努めていく必要があります。

【今後の方策】

- 新たな新型インフルエンザの発生に備え、県民への適切な医療を提供する体制や保健所等の 体制の整備等を進めていきます。
- 県民等へ新型インフルエンザの正しい知識等の普及啓発に努めます。

新型インフルエンザ発生時の体系図

→ 発生の初期段階 ----▶ 感染が拡大した場合 患者 (疑いを含む) 相談 医療機関紹介 受診 受診 相談窓口 専用の外来 一般医療機関 連絡 入院 入院 入院 入院 入院医療機関 感染症指定医療機関 入院対応協力医療機関 県内10病院

表2-6-9 新型インフルエンザ (A/H1N1) の経緯

月日	主な内容
平成 21 年 4 月 24 日	メキシコ・米国で豚インフルエンザの感染確認
4月28日	世界保健機関 (WHO) がフェーズ 4 を宣言 (国内:「第一段階 海外発生期」へ)
4月30日	世界保健機関(WHO)がフェーズ 5 を宣言
5月9日	成田空港検疫所で日本人3人の感染者を確認
5月16日	神戸市内において国内初の感染者を確認(国内:「第二段階国内発生早期」へ)
6月1日	海外からの帰国者2名で県内初の感染を確認
6月12日	世界保健機関 (WHO) がフェーズ 6 を宣言
6月19日	国が「運用指針」を改定(入院措置を中止)
7月24日	感染症法施行規則の一部改正施行(全数把握の中止等対応を変更)
8月15日	沖縄県内で国内初めての死亡者を確認
8月19日	名古屋市内で国内3人目の死亡者を確認
8月21日	国が国内の流行入りを発表
10月8日	県内においてインフルエンザ警報を発令
10月23日	県内で新型インフルエンザワクチンの接種開始
平成 22 年 3 月 31 日	国が最初の流行は現時点で沈静化していると発表
8月10日	世界保健機関(WHO) がポストパンデミック宣言

表2-6-10 過去の新型インフルエンザの発生

10 過去の利主イングルニングの光土						
流行年	通称	世界の死亡者数 (死亡率)				
1918-1919 年	スペインインフルエンザ	4,000 万人				
(大正 7-8 年)	(ウイルス型 H1N1)	(2%)				
1957-1958 年	アジアインフルエンザ	200 万人以上				
(昭和 32-33 年)	(ウイルス型 H2N2)	(0.5%)				
1968-1969 年	香港インフルエンザ	100 万人以上				
(昭和 43-44 年)	(ウイルス型 H3N2)	(0.5%未満)				
2009- 年 (平成 21- 年)	新型インフルエンザ(A/H1N1) (ウイルス型 H1N1)					

表2-6-11 新型インフルエンザの発生段階

発生段階	状態			
前段階(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態			
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発 生した状態	(地域未発生期) 各都道府県において		
第二段階(国内発生早期)	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	患者が発生していない状態 (地域発生早期) 各都道府県において 患者が発生しているが、全ての患者の接		
第三段階(国内発生期)	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で 追えなくなった状態	無歴を疫学調査で追える状態 (地域発生期) ※感染拡大〜まん延 〜患者の減少 各都道府県において 患者の接触歴が疫学 調査で追えなくなった状態		
第四段階(小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			

表2-6-12 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況

<u> </u>	The state of the s	
年 度	タミフル	リレンザ
平成 18 年度	283, 000	
平成 19 年度	305, 000	
平成 21 年度	412,000	51, 400
平成 22 年度	189, 300	
平成23年度以降(予定)	189, 300	25, 700
合計	1, 378, 600	77, 100

単位:人分

用語の解説

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- *特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは 新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が 指定した病院(県内:該当なし)
- *第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の 患者の入院を担当させる医療機関として都道府県が指定した病院(県内:1病院)
- *第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を 担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院(県内:9病院)
- *結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局

〇 入院対応協力医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項に基づく入院勧告を受けた新型インフルエンザの患者(疑いを含む。)の入院を受け入れる医療機関(感染症指定医療機関を除く。)

○ フェーズ

世界保健機関(WHO)が定める新型インフルエンザの発生段階

【WHOのフェーズ分類】

フェーズ1:動物の間では流行しているが、ヒトへの感染の報告がない状態

フェーズ2:動物の間で流行しているウイルスがヒトに感染したことが判明している状態

フェーズ3:ヒト―ヒト感染は無いか、または極めて限定されている状態

フェーズ4:ヒト―ヒト感染が確認され、市中レベルでのアウトブレイクが起こりうる状

態

フェーズ5:WHOに属する一地域の2か国以上で新型インフルエンザの感染が継続して

いる状態

フェーズ6:5の条件に加え、別のWHOの地域の1か国以上で新型インフルエンザの感染

が継続している状態 (パンデミック)

5 肝炎対策

【基本計画】

- 肝炎ウイルス検査の受診率を上げるため、県民に対して受診を勧奨するとともに、検査で要診療とされた者に、治療・経過観察の必要性を説明し、医療機関への受診を勧奨します。
- 肝疾患の診療においては、かかりつけ医と肝疾患に関する専門的な医療機関との連携が 必須であるため、医療機関の役割に応じた診療体制の構築を推進します。
- B型及びC型肝炎について、インターフェロン治療等に係る経済的負担を軽減することにより、治療を促進します。
- 肝炎ウイルスの感染予防等について、幅広く普及啓発を継続していきます。

【現状と課題】

現状

1 検査体制の充実

- わが国の肝炎ウイルス感染者は、B型が110万人~140万人、C型が200万人~240万人存在すると推定されていますが、本人が感染に気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと進行することが問題となっています。
- 平成14年度から19年度までの6年間にわたり 老人保健事業において、40歳以上の地域住民を 対象に「肝炎ウイルス検診」を実施してきまし たが、受診率は30%程度でした。なお、平成20 年度からは、健康増進法に基づく健康増進事業 として、各市町村において肝炎ウイルス検診が 実施されています。
- 平成19年度から保健所において、B型及びC型の肝炎ウイルス検査(採血検査)を感染リスクがある希望者に対し、無料で実施しています。なお、平成20年度からは、医療機関においても、同様に無料で検査を受けられる体制を整備しました。

2 診療体制の整備

- 肝炎ウイルス検査で発見された要診療者を適切な医療に結びつけることが極めて重要ですが、正確な病態の把握や治療方針の決定には、 肝炎治療を熟知した専門医の関与が不可欠です。
- 地域における肝疾患診療の向上、均てん化を 図ることを目的とし、平成20年4月以降、肝疾患 診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関を指 定しています。(表2-6-13、2-6-14)

3 医療費の助成

○ B型及びC型肝炎は、インターフェロン治療等が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能ですが、この治療に係る医療費の患者負担が高額であるため、早期治療の妨げになっています。

課 題

- 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査の機会を設け、県民に対し受診勧奨を行ってきましたが、依然として多くの未受診者が存在することから、引き続き検査の機会を設け、受診勧奨していく必要があります。
- 肝疾患の診療においては、かかりつけ医 と肝疾患に関する専門的な医療機関との連 携が必須であり、医療機関の役割に応じた 診療体制を構築する必要があります。

○ インターフェロン治療等に係る医療費を 助成することにより、治療を促進していく ための環境を整備していく必要があります。

4 普及啓発

- 肝炎ウイルスに関する正しい知識、検査の受 診勧奨等に関するリーフレットを作成し、県民 に配布しています。
- 新聞、テレビ、ラジオその他インターネット を活用し、肝炎ウイルス検査の受診勧奨や医療 費助成制度について広報しています。
- 5 肝炎対策基本法の制定(平成22年1月1日施行)
 - 肝炎対策基本法の制定により、地方公共団体 は国の定める基本理念にのっとり、肝炎対策に 関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性 に応じた施策を策定し、及び実施する責務があ ります。

○ 県民に対して、肝炎ウイルス検査の受診 勧奨、感染の予防、日常生活や就職面での 差別を無くすことなどの人権への尊重の3 点に主眼を置いた普及啓発を拡充していく 必要があります。

表2-6-13 肝疾患診療連携拠点病院

	71.2.12.2.2.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11
医療圏	医療機関名
名古屋	名市大病院
1 百	名大附属病院
尾張東部	藤田保健衛生大病院
	愛知医大病院

^{*}平成22年10月1日現在

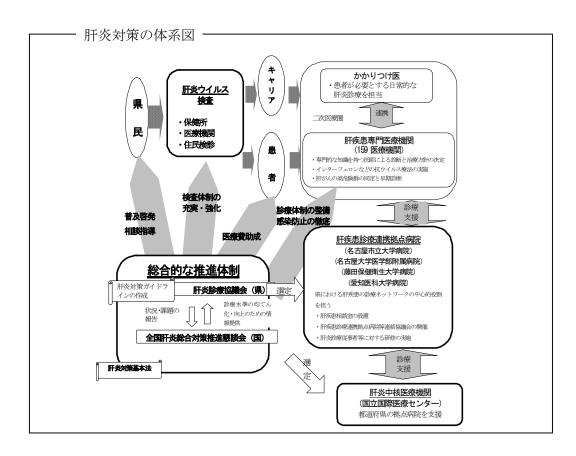
表2-6-14 肝疾患専門医療機関

医療圏 医療機関数		医療圏	医療機関数	医療圏	医療機関数
名 古 屋	名 古 屋 67		14	西三河南部東	5
海 部	5	尾張北部	14	西三河南部西	8
尾張中部	4	知多半島	9	東三河北部	1
尾張東部	5	西三河北部	6	東三河南部	21
				計	159

*平成22年10月1日現在

【今後の方策】

- 県民に対して、早期検査による早期発見の重要性を訴えていくこと等により、肝炎ウイルス検査の受診を勧奨するとともに、検査希望者が検査を受診できるよう、引き続き保健所等の無料検査体制を整備していきます。
- 医師会等関係団体と連携を図り、その協力を得て、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患専門 医療機関とかかりつけ医とのネットワーク(肝疾患診療ネットワーク)を構築し、治療水準 の向上と均てん化を図ります。
- B型及び C型ウイルス肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療等で保険適用となっているものについて、所得階層に応じて医療費の助成を実施していくとともに、この制度について、肝炎患者、感染者、市町村、医療機関等関係機関に広く周知していきます。
- 肝炎ウイルスの感染予防について、県民、患者・家族、医療機関等、幅広く普及啓発を継続して行います。



【体系図の説明】

- 県民に対して、肝炎ウイルスの感染予防について普及啓発しています。
- 肝炎ウイルスの検査体制を整備しています。
- B型及びC型ウイルス肝炎の患者に対するインターフェロン治療等について、医療費を助成しています。
- 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医による診療体制を整備しています。

【実施されている施策】

- 愛知県肝炎診療協議会の開催
 - 肝炎の総合的な対策の推進を図り、肝炎患者及び感染者に対する良質かつ適切な医療を提供するために、愛知県肝炎診療協議会を開催し、検討・協議を行っています。
- 保健所での無料肝炎ウイルス検査の実施 全保健所において、B型及びC型肝炎ウイルスの検査を無料で行っています。
- 医療機関での無料肝炎ウイルス検査の実施 検査希望者の検査機会を増やすため、医療機関に委託してB型及びC型肝炎ウイルスの無料 検査を実施しています。
- 肝疾患診療拠点病院及び肝疾患専門医療機関の整備 拠点病院を4か所、専門医療機関を159か所指定し、拠点病院を中心に肝疾患相談室の開設、 診療従事者に対する研修、専門医療機関との連絡協議会を開催する等、肝疾患診療の向上と均 てん化を図っています。
- B型・C型肝炎患者医療給付 早期治療の促進による将来の肝硬変・肝がんの予防及びB型・C型肝炎に対するインターフェロン治療等に係る医療費の負担軽減を図っています。

用語の解説

○ ウイルス性肝炎

肝炎ウイルスに感染して、肝臓の細胞が壊れていく病気です。主な肝炎ウイルスにはA型、B型、C型、D型、E型の5種類がありますが、特にB型、C型の肝炎ウイルスによるものは、慢性化し、肝硬変や肝がんに至ることがあります。

〇 肝疾患診療拠点病院

肝疾患専門医療機関に求められる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、県の中で肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、 県が指定した医療機関です。

- ◆ 医療情報の提供
- ◆ 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ◆ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、講演会の開催、相談支援
- ◆ 専門医療機関との協議の場の設定
- ◆ 肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制
- 肝疾患専門医療機関

以下の条件を満たす医療機関であって、県が指定した医療機関です。

- ◆ 専門的な知識を持つ医師 (日本肝臓学会の専門医等) による診断と治療方針の決定が行 われていること
- ◆ インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること
- ◆ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること
- インターフェロン治療

インターフェロンは免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです。B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5~9割の人が治療効果を期待できますが、治療効果は遺伝子型やウイルス量などによって異なります。

第7節 精神保健医療福祉対策

1 精神医療対策

【基本計画】

- 夜間休日等における精神科救急医療が提供できる体制の充実を図ります。
- 急性期精神科医療(措置入院、緊急措置入院、応急入院)に対応できる体制の整備を検 討します。
- 受入れ条件が整えば退院可能な患者の地域生活への移行を図ります。

【現状と課題】

現状

1 精神科医療の現状

- 県内に精神病床を有する病院は 53 病院ありますが、90%以上が民間病院となっています。この他、精神科外来のみを扱う病院が 58 施設、診療所が 227 施設あり、診療所の開設の増加傾向が続いています。(表 2-7-1、2-7-2)
- 精神病床数は、13,239 床(平成22年10月1 日現在)で、近年減少傾向となっています。また、精神科病院では、10年以上の長期入院患者 が入院患者の30%近くを占めています。(表 2-7-3~2-7-5)

2 精神科救急医療体制の充実

- 夜間休日における精神科の救急医療に対応するため、輪番制による精神科救急医療体制を整備しています。近年、利用者の増加により、これ以上の対応が困難となっています。(表 2-7-7)
- 精神障害者及びその家族からの電話による 緊急な医療相談に対応するため、平成 15 年 6 月から精神科救急情報センターを開設してい ます。
- 夜間休日の救急患者は増加傾向にあり、その 約4分の1は、入院治療を受けています。また、 電話相談等も増加傾向にあります。(表 2-7-6)
- 緊急時の応急入院制度による指定病院は、県内では県立城山病院始め8病院が指定されていますが、地域的に偏りがあります。(平成22年10月1日時点)

課 題

- 病院と診療所の間の連携を充実させる必要があります。
- 受入れ条件が整えば退院可能な患者の地域生活への移行を図るため、退院後の地域での支援体制の整備を検討する必要があります。
- 輪番制を担う病院の精神保健指定 医が不足しているため、精神科診療所 の協力が求められています。
- 常時対応施設及び身体合併症対応 施設の整備が求められています。
- 県立城山病院は、常時対応施設として中心的な役割を果たす必要があります。
- 通常の応急入院や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第34条に基づく医療保護入院患者の移送を円滑に行うためにも、県全域にバランスの取れた応急入院指定病院が存在することが望まれます。

現状

○ 県立城山病院は、急性期治療に力を注ぎ、また、輪番制の病院で対応できない場合に備え、 3 床の後方支援病床を確保して対応しています。

3 精神科医療体制の充実

- 措置患者、急性期患者、身体合併症患者、薬物等依存患者、思春期など、それぞれの精神疾患に応じた病床の機能が明確ではありません。
- 犯罪を行った精神障害者の処遇に関する「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)が 平成17年7月に施行されました。

県内に医療観察法に基づく指定入院医療機関は 1 か所 ((国) 東尾張病院)、指定通院医療機関は 11 か所あります。(平成 22 年 10 月 1 日現在)

課 題

- 後方支援機能の強化が必要となっていますが、個室が少なく、これ以上の受入れは困難となっています。
- 精神病床の機能分化を促進し、患者 の病状に応じた適切な医療が提供で きる体制の整備を図る必要がありま す。
- 医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備が全国的に進んでいない状況にあり、本県に整備要請がされています。また、指定通院医療機関も不足しており、整備を必要としています。

【今後の方策】

- 精神科救急医療体制など地域医療体制の整備を図ります。
- 入院形態ごとの適切な処遇の確保を図ります。
- 受入れ条件が整えば退院可能な患者については、障害者自立支援法に基づき地域での支援 体制を整え、地域生活への移行を図ります。

表 2-7-1 精神科病院の状況

表 2-7-3 精神科病院病床数の状況

(各年10月1日現在)

(平成22年10月1日現在)

	区分		病床数		医療圏	平成 12 年	平成 16 年	平成 22 年	人口万対比
あ精		4.4	12, 117	名	古 屋	6, 745	4,777	4,601	20.4
る神	民間	44	(91.5%)	海	剖	-	486	486	14. 7
る病院	国公立・公		1, 122	尾	張 中 部		0	0	0
がかの	的	9	(8.5%)	尾	張 東 剖	-	1, 298	1, 274	27.7
	<u> </u>		, , ,	尾	張 西 剖	1,009	1,009	1,009	19. 5
精神科	精神科外来のみの		<u> </u>	尾	張 北 剖	1, 397	1, 363	1, 324	18.1
	病院			知	多半島	1,025	977	980	15. 9
	計	111	13, 239	西	三河北部	897	806	729	15. 0
と	愛知県健康福	 		西三	三河南部東	1, 311	1, 292	801	19. 5
東 和・	貝們 · 麦州尔健冰佃加即				三河南部西	1, 311	1, 292	423	6. 2
					三河北部	0	0	0	0
表 2-7	表 2-7-2 精神科診療所の状況				三河南部	1, 694	1, 693	1, 612	22.8
					計	14 078	13 701	13 239	17.8

平成 12 年	平成 16 年	平成 21 年		
82	112	227		

資料:愛知県健康福祉部

資料:愛知県健康福祉部

表 2-7-4 入院患者の動向

(各年6月末現在病院調査)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
病院数(か所)	55	55	54	54	53
精神病床 (床)	13, 903	13, 731	13, 626	13, 401	13, 224
対前年比(床)	△ 91	△ 172	△ 105	△ 225	△ 177
在院患者数 (人)	12, 955	12, 753	12, 660	12, 415	12, 264
病床利用率(%)	93. 2%	92.9%	92.9%	92.6%	92. 7%

資料:精神保健福祉資料(厚生労働省)

表 2-7-5 入院形態別入院期間の状況

(平成19年6月末現在病院調査)

	12 -2 2 4 1 1 4 1 1 4 1	() //-	7 - 1 7 - 1 - 71	1, -1,,	
区分	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	計
措置入院(人)	66	12	7	4	89
医療保護入院(人)	2, 238	634	525	572	3, 969
任意入院(人)	4, 412	1, 231	1, 249	1, 111	8, 003
その他(人)	48	14	37	104	203
計	6, 764	1, 891	1,818	1, 791	12, 264
割 合 (%)	55. 2	15. 4	14.8	14. 6	100.0

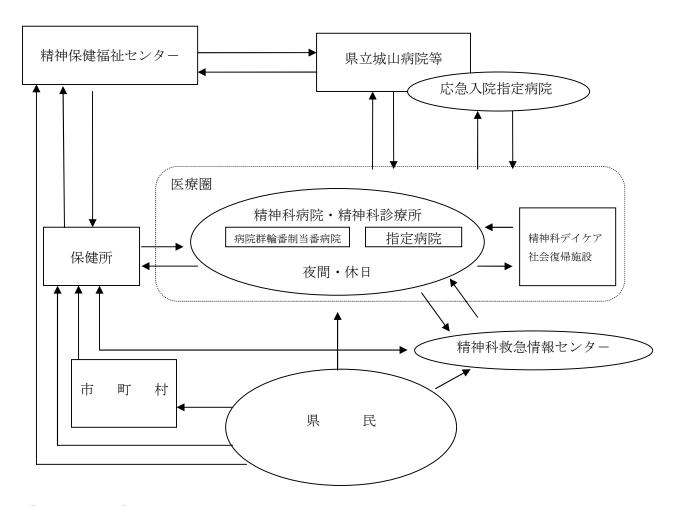
資料:精神保健福祉資料(厚生労働省)

表 2-7-6 精神科救急発生件数(夜間·休日帯)

区分	平成17年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
救急発生件数(件)	2, 526	2, 748	2, 914	2, 801	2, 976
うち入院件数(件)	760	744	731	709	737
うち外来件数(件)	863	968	987	919	990
うち電話その他件数(件)	903	1,036	1, 196	1, 173	1, 249

資料:愛知県健康福祉部

【精神保健医療の体系図】



【体系図の説明】

- 精神科救急患者が発生した場合は、先ず医療圏の精神科病院、精神科診療所が対応します。
- 城山病院は、各医療圏で対応できない場合など後方支援を行います。
- 応急入院指定病院は、応急入院患者に対応します。
- 市町村、保健所、精神保健福祉センターは、それぞれの機関の役割に応じた精神保健福祉 相談等を行い、医療圏内の精神保健福祉関係機関と連携を図ります。

【実施されている施策】

- 精神科救急医療対策
 - 夜間・休日の精神科救急患者の発生に備え、県内3ブロックの地域のそれぞれの当番病院 が輪番制で対応しています。また、城山病院では精神科救急の後方支援として病床を3床確 保しています。
- 24 時間対応の精神科救急情報センターを設置しています(平成 15 年 6 月設置)。 精神障害者やその家族等から電話により緊急的な精神医療等の相談、振り分け(トリアージ)、 及び情報提供を行い精神疾患の重篤化を防ぎます。

平成23年2月1日現在

尾張Aブロック 16 病院

(国) 東尾張病院 ☆ あさひが丘ホスピタル 犬山病院

いまいせ心療センターいまむら病院

上林記念病院

北津島病院

北林病院

楠メンタルホスピタル

紘仁病院 ☆

好生館病院

七宝病院

杉田病院

東春病院

布袋病院

守山荘病院

注:☆は応急入院指定病院

尾張Bブロック 12 病院

あいせい紀年病院 一ノ草病院

大府病院

桶狭間病院藤田こころケア

センター☆

笠寺精治寮病院

共和病院

精治寮病院

豊明栄病院

松蔭病院 ☆

南知多病院

八事病院 ☆

和合病院

三河地域ブロック 13 病院

岩屋病院

可知病院

刈谷病院 ☆

京ヶ峰岡田病院 ☆

衣ヶ原病院

仁大病院

豊川市民病院

豊田西病院

羽栗病院

松崎病院

三河病院

南豊田病院

矢作川病院

精神科救急医療体制は、県内を3つの地域に分け、各地域を単位として実施

※記載されている最新の医療機関名につきましては別表をご覧ください。

用語の解説

○ 応急入院指定病院

精神保健福祉法第33条の4により、急速を要し、保護者の同意を得られない場合など指定医の診察の結果72時間に限り入院させることができる精神科病院。

○ 指定病院

自傷他害のおそれのある精神障害者を指定医 2 名以上の診察により知事の権限で入院させることができる精神科病院。

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察 法)

心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な 医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様 の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手 続等を定めた法律。(平成17年7月15日施行)

○ 障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者の福祉増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に平成17年10月に成立した法律。(サービスの体系図は、後述の障害者自立支援法サービス体系図参照)

2 精神保健福祉対策

【基本計画】

- 市町村、保健所、精神保健福祉センターが連携し、身近な相談から専門的な相談まで、 一貫した対応ができる体制の整備を推進します。
- 精神障害者の社会復帰を支援するため地域で受け皿の整備を進めます。
- 保健所、精神保健福祉センターが中心になり、市町村への技術指導・援助を行います。
- 県民のこころの健康対策として、平成20年3月に策定した「あいち自殺対策総合計画」 に基づいた自殺対策及びひきこもり対策を総合的に推進します。

【現状と課題】

現状

1 精神障害者に対する支援体制

- 市町村は、精神保健福祉手帳等の申請受付な どの窓口となりましたが、さらに精神保健福祉 の一元的なサービス実施主体となることが期 待されています。
- 県の保健所は、地域精神保健福祉活動の中心 機関として県民のこころの健康に関する相談、 訪問指導を行っています。
- 精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、知識の普及、調査研究及び複雑困難な相談事業を行うとともに、保健所、市町村その他関係機関に対して、技術指導・援助を行っています。また、平成19年度から、従来保健所で実施していた精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神科通院)受給者証発行業務を精神保健福祉センターで集中処理をしています。

2 福祉サービスの提供

- 平成 17 年の障害者自立支援法の成立により、精神障害者に対する福祉サービスもそれぞれの機能や目的に着目した体系に再編され、これまで精神障害者社会復帰施設として運営されてきた施設のうち地域生活支援センター及び福祉ホーム(A型)は平成18年10月に新体系に移行し、その他は平成24年3月末までに新体系に移行することとなりました。
- 障害者自立支援法における福祉サービスは、 個々の障害の状況や利用の意向等により個別 に支給決定される自立支援給付と、市町村の創 意工夫により柔軟なサービス提供を行う地域 生活支援事業に大別され、精神障害者にも総合 的なサービスが提供される体制となりました。

課 題

- 精神障害者ができるだけ身近なところでサービスを受けながら暮らせる地域づくりを進めるため、市町村を中心とするサービスの提供体制、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 市町村を基礎とした重層的な相談支援体制の確立を図る中で、保健所及び精神保健福祉センターは、市町村を支援する役割を十分に果たす必要があります。
- 精神保健福祉対策に係る県と市町 村の役割を明確にしていくとともに、 市町村の担当職員の資質向上を図るた めの研修に協力していく必要がありま す。

- 障害者自立支援法に基づく新事業体 系においては、日中活動に係るサービ スと居住支援に係るサービスに区分さ れており、精神障害者社会復帰施設を 運営している事業者は、サービスの組 合せを検討するなど、新体系への移行 を進めていく必要があります。
- 障害福祉サービス等の必要量とその 確保の方策などを定めた市町村及び県 の障害福祉計画にそって、精神障害者 の地域生活を支える受け皿を計画的に 整備していく必要があります。

現状

3 精神疾患等の正しい理解の促進

- 精神疾患や精神障害者に関する正しい理解 がされず、精神障害者に対する誤解や偏見が一 部に残っています。
- 「こころの健康フェスティバル」、「心のバリアフリー推進事業」を実施し、精神障害者、家族、NPO、一般県民が幅広く参加しています。

4 こころの健康対策

- 自殺・ひきこもりといった重大なこころの健康問題に対応するため、障害福祉課に「こころの健康推進室」を設置し、総合的な施策の推進を図っています。
- 自殺やうつ病、ひきこもりなど県民の心の悩みに幅広く対応するため、「メンタルヘルス相談窓口」を県の保健所と精神保健福祉センターに設置し、さまざまな相談に応じています。

○ 児童思春期の心の問題に対する相談は、県の 精神保健福祉センターや児童相談センター等が 窓口となっています。

課 題

- 精神疾患は誰もがかかり得る病気 であることについての認知度を高める よう、正しい知識の普及・啓発に取り 組む必要があります。
- 共生社会の実現に向け、精神障害者 への偏見をなくす取組を地域に定着さ せていく必要があります。
- 自殺・ひきこもり対策について、広 く県民に状況の周知と正しい知識の普 及啓発を図り、関係機関と連携して総 合的な取組を進めていく必要がありま す。
- 自殺は、失業、多重債務、職場での ストレス、いじめ等さまざまな要因が 関係しているため、それぞれの問題に 対応する相談機関との緊密な連携が必 要です。
- ひきこもりについては、ひきこもり に陥っている実態が充分に把握されて いない状況にあります。
- ひきこもりに陥っている人への支援は、教育、医療、労働の関係機関が相互に連携し、総合的、継続的な支援体制を整備する必要があります。
- 児童思春期の心の問題は、その原因 や対応が多様であり、関係機関の連携 と専門性のある対応が必要です。

【今後の方策】

- 障害者自立支援法に基づき、障害者福祉施設・サービス体系を機能別体系へと移行させ、 総合的な障害者自立支援システム(障害者自立支援法サービス体系図)を構築します。
- 市町村を中心とする福祉サービスの提供体制、相談支援体制の充実を図っていきます。
- 精神疾患、精神障害に対する県民の正しい理解を深める取組みを進めます。
- 自殺の現状や予防に関する啓発を進めるとともに、年代別、段階別の課題に対応した事業 を実施します。
- 保健、医療、福祉、労働、教育などのさまざまな分野の関係者や学識経験者を交えて、自 殺対策について検証し、総合的な施策を推進していきます。

表 2-7-8 社会復帰施設等の施策数

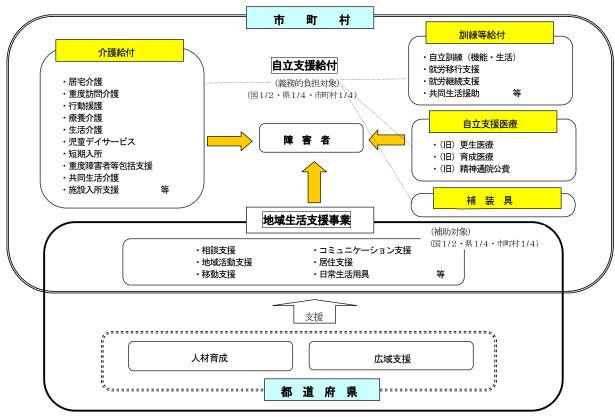
平成22年4月1日現在

	医病 (障害仍 圏	R健福	祉	生活訓練 施設	福祉 ホーム	授産 施設 (通所)	地域生 活支援 センタ 一	小規模 通所 授産 施設	小規模 作業所 (法定 外)	グルー プホー ム	#
名	Z	_	屋	2(1)	1	2(1)	(3)	0(1)	32 (9)	(15)	37 (30)
海			部						2		2
尾	張	中	部						1		1
尾	張	東	部	1(1)	1	1	(1)	(1)	2	(2)	5 (5)
尾	張	西	部			1			(2)	(2)	1(4)
尾	張	北	部	1		1	(2)	1(1)	1(1)	(1)	4(5)
知	多	半	島	1	1	0(2)	(2)	(2)	(1)	(6)	2(13)
西	三海	可 北	部	1	(1)	(2)	(2)		2	(5)	3(10)
西	三河	南部	東	1			(1)	(2)	(1)	(1)	1(5)
西	三河	南部	3 西					(1)	5(1)	(1)	5(3)
東	三潭	可 北	部					(1)	1		1(1)
東	三潭	可南	部				(1)	(1)	2(8)	(4)	2(14)
計	(名古屋	屋市除	(> €	5(1)	2(1)	3(4)	(9)	1(9)	16 (14)	(22)	27 (60)
	計	+		7(2)	3(1)	5(5)	(12)	1(10)	48 (23)	(37)	64 (90)

注:()は新体系に移行した施設数

資料:愛知県健康福祉部

障害者自立支援法サービス体系図



【体系図の説明】

- ホームヘルプサービスなど3障害に共通な施策を一元化するとともに、サービス体系について、障害者の日常生活を支える介護や訓練、医療等の基本的な給付である「自立支援給付」と、移動支援やコミュニケーション支援など地域生活を支える「地域生活支援事業」に再編しました。
- 市町村が実施する地域生活支援事業については、事業の範囲、利用者負担額等について、 市町村が自主的に規定します。
- 県の役割は、ケアマネジメント従事者研修等の「人材育成」及び小規模な町村の地域生活 支援事業を補完する「広域支援」と位置づけられています。
- 従来の施設・事業体系(療護施設、更生施設、デイサービス等の区分)を「日中活動の場」 と「住まいの場」といった「機能」で再編します。

用語の解説

○ 地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や相談への対応や地域交流活動を行う施設。平成18年10月から障害者自立支援法に基く新事業体系(地域活動支援センター)に移行した。

○ 福祉ホーム (A型)

自活能力はあるが住居を確保することができない精神障害者のための生活施設。社会復帰のための指導等を行うB型と区別される。

平成18年10月から障害者自立支援法に基づく新事業体系(グループホーム)に移行した。

○ こころの健康フェスティバル

県民と関係団体が集まり、講演やふれあい企画等催し物を通して精神障害への正しい理解を 深めるとともに、こころの健康について関心を高める目的で開催。

○ 心のバリアフリー推進事業

地域に密着した活動を行っている NPO と県が協働して、県民の障害に対する正しい理解の促進を目的とした啓発事業を実施。